令和6年度 千葉地方最低賃金審議会 第1回専門部会 議事録

令和 6 年 7 月 2 9 日 1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 4 0 千葉労働局 1 階会議室

令和 6 年度 千葉地方最低賃金審議会 第 1 回専門部会 議事録

- 1 日時 令和6年7月29日(月) 15:15~15:40
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、村上委員

労働者委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者委員

池田委員、坂元委員、髙橋委員

4 議題

- (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
- (2) 千葉県最低賃金の金額について
- (3) その他

5 議事内容

(賃金室長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から令和6年度「第1回千葉県最低賃金専門部会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありが とうございます。

当専門部会委員は、7月4日に開催された「第437回本審議会」において説明しましたとおり、審議会終了後に候補者の推薦公示を行うなど所定の手続きを行い任命いたしました。

各委員皆様の辞令につきましては、本来、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、都合上お手元に配付させていただいておりますので、どうぞご了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日は本年度第1回目の「専門部会」でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます

ので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、定足数について確認させていただきます。

本日は、公益委員1名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。 従いまして、公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名、計8名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

それでは、はじめに佐保労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(基準部長)

委員の皆様方には大変お世話になっております。

本審に引き続きの専門部会でございますけれども、よろしくお願いいたしま す。

本部会におかれまして具体的な最低賃金の引き上げ額の審議につきまして真摯なご議論をお願いしたいと思います。

数多くの資料を事務局からお配りしておりますが、円滑な議事運営に資するよう事務局として努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(賃金室長補佐)

それでは、早速、部会長及び部会長代理を選出していただきたいと存じます。 なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条 の定めにより、公益委員の中から選出していただくことになりますが、先日の公 益委員会議での協議の結果、部会長に大澤委員、部会長代理に下田委員というこ とで調整をいたしましたがいかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議無し。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただ今、部会長に大澤委員、部会長代理に下田委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきまして、大澤部会長、よろしくお願いい たします。

(部会長)

審議に入る前に一言ご挨拶させていただきます。

先週夜のテレビで中央最低賃金審議会の目安が 50 円に決まったという内容が 緊急速報で流れていました。 おそらく初めてのことだと思うのですが、やはり、それだけメディアにとっても重要なニュースであり、とても注目されていると理解をしたうえでの報道であると思います。

委員の皆様におかれましては、色々な議論があって良いと思うのですが、真摯 に円滑な議事運営にご協力いただければ幸いでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度「第1回千葉県最低賃金専門部会」の審議に入ります。

まず、議事の公開についてですが、7月4日に行われた運営小委員会で協議した結果、第1回目の専門部会は、運営規程第6条第1文により公開で開催し、第2回目以降の専門部会は、具体的な金額審議に入ることから、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると判断し、非公開と決定しましたので、ご報告いたします。

これを踏まえ、本日の第1回専門部会について公示をしたところ、傍聴される 方が4名おりますことをご報告いたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

次に専門部会の進め方についてですが、昨年同様に第1回目の専門部会で労使双方から基本的なお考えをご披露いただき、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入る、という流れで進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議無し。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の専門部会は、労使それぞれから基本的なお立場、お考えなどをご披露いただくこととし、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入ることとしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。これから労使双方に基本的なお考えなどを述べていただきますが、その前に、労使それぞれ別室による協議が必要でしょうか、必要があれば時間を取りますが、いかがでしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、労働者側から述べていただきたいと思いますので、よろしくお願い します。

(労働者委員)

本年度の審議に臨むにあたり労働側の基本的な考え方と見解を7点述べたい と思います。

まず、基本的な考え方を3点触れたいと思います。

1点目につきましては、今年の春季生活闘争はデフレマインドを払拭し、我が 国経済の社会のステージ転換をはかる正念場であるとの認識をもって取り組み、 多くの労使で問題意識を共有できたことが、33 年ぶりの5%台の賃上げ結果に 結びついたと考えております。

しかし、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引き上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていく必要があるのであるうと考えております。

2点目につきましては、物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しているということでございます。

とりわけ、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しくなっている状況 でして、今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてなく高いと感じております。

こうした状況だからこそ、千葉地方最低賃金審議会は社会に向けて「皆の賃金 も上がるんだ。」という明確なメッセージを発信すべきではないかと考えており ます。

3点目につきましては、最低賃金の意義について改めて申し上げますと、最低賃金法第1条において「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する。」と謳われておりますので、このような点についても留意しながら審議を尽くしていきたいと考えております。

続きまして、補強的な見解ということで7点申し上げたいと思います。

まず、1点目ですけれども、千葉県の地域別最低賃金は、1,026円で2,000時間働いても年収200万円程度であり、ワーキングプア水準であることから生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準に引上げるべきであると考えております。

2点目につきましては、千葉市の消費者物価ですけれども、先ほど事務局から

も説明がございましたが、とても高い水準で推移しているということでして、とりわけ生活必需品などの切り詰めることのできない支出項目における物価上昇が、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しているという状況でございます。

3点目につきましては、足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活をみても、昨年以上に苦しくなっているという状況です。

世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価されており、また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているのですが、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著となっているという状況でございます。

4点目が、千葉県の雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率とも昨年審議時以降、持ち直しの動きに足踏みがみられるということですけれども、こちらは堅調に推移しているのではと思っております。

雇用人員判断 D I も製造業、非製造業ともに規模区分を問わず不足超の状況であり、まして、中小企業が最も不足超となっております。

人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、労働者の取り合いはこれまで以上に激化すると想定されておりまして、人材確保、定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務と考えております。

5点目ですが、パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額は、最低賃金を大きく上回っている状況でございます。

特に労働需給が逼迫している状況ですとか、現行の最低賃金で採用することは既に困難である現状は明白であって、最低賃金の引き上げは妥当と考えております。

6点目ですが、地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させる一因となっておりまして、結果として地方の中小零細企業の事業継続、発展の厳しさに拍車をかけ、地域そのものの持続性にも悪影響を及ぼしうると考えております。

最後に7点目ですけれども、法人企業統計を見ても、昨年10月の最低賃金改定以降、企業の経常利益も堅調に推移しておりまして、通常の事業の賃金支払い能力については、総じて問題ないと受け止めております。

他方、中小零細事業所へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備や、より広範な支払い能力の改善、底上げが重要だと考えております。

環境整備に向けて政府の各種支援策のさらなる活用推進と利活用状況を踏まえた効果測定とその情報提供を一層徹底していくことや、パートナーシップ構築宣言の普及、促進を早急かつ徹底的に進めていくとともに、この実効性を高めていく取り組みが必要と考えております。

以上、労働側の基本的な考え方と補強的な見解を踏まえまして、今年の審議で も労側は、公益の先生方のご知見を伺いながら、労使で議論を尽くして結論を得 るよう全力で取り組みたいと考えております。 私からは以上になります。

(部会長)

ありがとうございました。 続きまして、使用者側からお願いします。

(使用者委員)

初めに、現下の経済情勢、企業動向に関する認識を述べさせていただきまして、 その後、考え方について説明いたします。

まず、足元の国内経済状況に対する認識でございますけれども、インバウンド需要、個人消費の回復、そしてAI、DX関連省力化投資、環境関連等々設備投資の活発化などによりまして全体として回復傾向にあると見ております。

ただし、輸入物価の高止まりで、とりわけ中小企業のコスト負担が増大し、賃上げの流れにも大きく影響していること、また、個人消費の伸びにつきましてもやや陰りが見られること、さらに人手不足で労働力確保が難しい中での企業における売上げなど注視が必要な部分と考えております。

県内の企業動向でございますが、こちらも今申し上げたとおり、総じて緩やかな回復基調にはあるとは思いますけれども、とりわけ中小零細企業につきましては、依然として様々な要因が重なって厳しい状況にあると認識をしております。

具体的には先ほども申しましたけれども、昨今の円安も加わりまして原材料価格が高止まり、コスト高が続いていること、価格転嫁は進みつつあると思いますけれども、依然として不十分であること、人手不足の下で防衛的な賃上げに走らざるを得ない企業があること等々でございます。

一昨日、事業場視察がございましたけれども、今回の場合、価格転嫁、つまり値上げが十分行えない状況ですとか、就業調整による弊害、具体的には経営側では繁忙時期に十分な労働力確保ができずにオペレーションに支障が出ていること、また、労働者側についても例えばパートタイムの方の中で長期パートの方にしわ寄せが生じている、といった声も聞かれたようでございます。

また、賃上げを行っても人手不足、特にパートの採用難も続いており、こちらの事業所ですとレジの自動化をはじめ、生産性向上を図っていかなければ課題は解決しない、といった厳しい状況に関する声も聞かれたようでございます。

次に、こうした現状認識を踏まえまして基本的な考え方でございますけれど も、まず今、労働者側の主張されました従業員の生活を守るという観点での実質 賃金を意識した賃上げの必要性については、使用者側としても大いに理解はい たします。

本年度もすでに大幅な賃上げが実現されておりますけれども、一方で先ほど 来申し述べているとおり、足元では急激な円安も進み諸物価が高止まりしてい る状況下で企業側にとってもコスト負担が増大しております。

こういう中で、個々の企業による賃上げ努力のみで実質賃金をプラスにする ということは極めて困難な状況にあろうかと思っております。

むしろ、事業を継続し従業員を守っていくために、そして持続的な賃上げができる健全な状態を維持していくためには、賃上げの議論は慎重に行っていくべきものと考えております。

とりわけ、最低賃金につきましては今更言うまでもございませんけれども、規模、業種に関係なく一律に強制力、法的拘束力を発揮するものであります。

個別企業の経営判断で行う賃上げとは意味合いが異なります。

今回の中央審議会の議論におきましても、また、報道等でも取り上げられているとおり、大幅な改定がここ数年続いていることで大企業と中小企業の体力差が拡大していることや、中小零細企業における影響率の大きさが改めてクローズアップされているところでございます。

また、最低賃金は一旦改定されれば下方硬直性が高いものであろうかと思いますので、こうしたことからも慎重に議論がなされるべきものと考えております。

もう一点は昨年も申し上げましたけれども、こうした状況下におきましても、 企業が持続的に賃上げを実践していくために、引き続き十分な価格転嫁、そして 生産性の向上を図っていかなければならないと考えております。

昨年度、厚生労働省、経済産業省等に対しまして年収の壁解消に向けた対策の 強化ですとか、価格転嫁の推進による賃上げに向けた環境整備を要望する付帯 事項を提出させていただきました。

千葉県におきましても、千葉の魅力ある職場づくりに向けた公労使会議におきまして、価格転嫁については、その実現に向けた共同宣言を採択するなど、活発に賃上げ環境整備促進や機運醸成が図られつつあると感じております。

しかしながら、依然として先ほどの事業場視察先で確認されたように、多くの業種、企業において依然実態は厳しいということも踏まえまして、国、自治体も含め持続的な賃上げの流れを絶やさないためにも、ぜひ引き続き環境整備の促進に注力をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

今年度も大幅な目安額が既に示されておりますけれども、優先順位を見誤ることなく、引き続き足元の企業実態を踏まえながら議論をしていきたいと考えております。

具体的な改定額の議論等は、次回以降の専門部会でさせていただきたいと思

います。

使用者側からは以上でございます。本年度もよろしくお願いします。

(部会長)

ありがとうございました。

本日は、冒頭でも申し上げたとおり、労使双方のお考えなどをお聞きするところまでとなりますので、明後日から開催される第2回目以降の専門部会で具体的な金額審議に入りたいと思います。

本日の議題は以上となりますけれども、ここまでで何か労使の皆様の方でご 発言されたいことがあればお願いいたします。

(労働者委員)

昨年度の答申を出すときに、先ほど使用者側から発言がありましたが、付帯事項を付けたいと思うのですが、今年も大幅な改定額が示されており、色々と要望したいこともありまして、また、使用者側もあると思います。

事務局で意見を取りまとめていただき、皆で協議してまとめていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

(使用者委員)

中央最低賃金審議会でもだいぶ議論の中で触れられていたようでございますので、先ほど申し上げましたとおり、価格転嫁につきましては進んではいるものの、まだ十分ではありませんし、労務費につきましては、ましてやというところだと思いますので、引き続き付帯事項はお願いしたいと考えております。

(賃金室長)

それでは、付帯事項につきましては各側委員の意見を取りまとめまして、事務 局で案を作成して皆様にお示しさせていただきたいと思います。

なお、ご意見などにつきましては、取りまとめの都合上早々にメール等で事務 局までお伝えいただきますようお願いいたします。

(会長)

では、各側委員の皆様におかれましては、ご意見などを調整のうえ、事務局へ お伝えください。

そのほか何かございますか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいでしょうか

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の審議は、これにて終了とさせていただきます。 次回、第2回専門部会は8月1日午後2時30分から、場所は本日と同じく、 千葉労働局1階会議室で開催しますので、よろしくお願いします。 それでは、閉会とします。ありがとうございました。